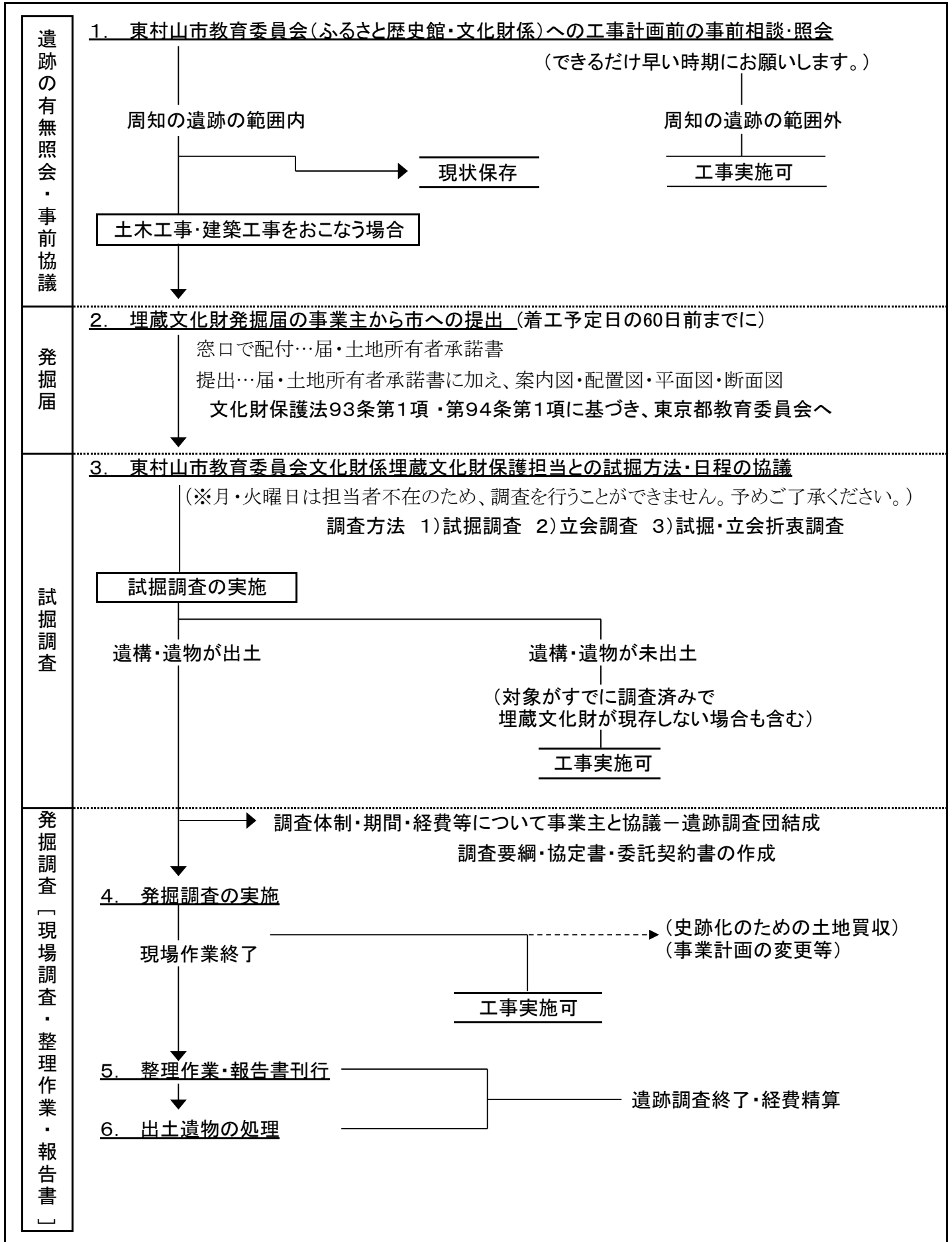


土木工事・建築工事を計画されている方へ

—埋蔵文化財保護のために—

土木工事等にもなう調査にあたっての必要な手続き



詳細は東村山ふるさと歴史館へお問い合わせください。

(TEL. 042-396-3800)

基本的には、下記の3つから調査方法を決定します。

なお、月・火曜日は調査担当者不在のため、下記のいずれにおいても調査を行うことが出来ません。ご了承くださいませようお願い申し上げます。

試掘調査の種類	長 所	短 所
①『試掘調査』 2×2mほどの試掘坑を調査区内に数カ所設定し、重機および人力で調査します。	・基本的に市が費用負担します。	・調査の実施は、発掘届の提出から約2～4週間後になります。基本的に受け付け順となるため調査が立て込んでいる場合には順番待ちとなります。
②『立会調査』 建築物の基礎や水道管理設のための溝を重機で掘削する際、調査担当者(市職員)が立会い、遺物や遺構の有無を確認する方法です。	・工事と同時進行で結果を得ることができますので、調査にかかる時間は短くて済みます。 ・基礎工事など重機(ユンボ)使用時に合わせるため、遺跡調査のための費用負担はかかりません。	・時間はかからない反面、調査精度は低くなってしまいます。 ・工事と同時進行で行いますので、もし遺物や遺構等が発見された場合、その内容によっては工期に支障をきたす場合があります。
※重機による掘削ではなく、土中の様子を確認できない場合(表層改良工法・柱状改良杭工法・鋼管杭打込工法等)は、この方法は用いません。		
③『試掘・立会折衷調査』 試掘の長所と立会いの利点をあわせもつ調査方法です。事業者の側で重機(ユンボ)およびオペレーター(場合によっては作業員も)を手配していただき、市の職員がそれを立会い、設定した試掘坑を調査する方法です。	・試掘の精度を保ちながら、立会い調査並みのスピードで調査することが可能になりますので、正確かつ迅速に結果がわかります。 ・試掘の結果、本格的調査などの必要性が生じるような場合であっても、その協議への対応が余裕をもって行えます。	・折衷方式の調査採用の場合使用する重機・オペレータなどの費用負担については事業主にご負担していただく方法を探らせて頂いております。

※東村山市では、以前に本格的調査が行われている集落遺跡など、より遺物や遺構の出る可能性の高い遺跡内であることが前もって予想される場合については①「試掘調査」の方法で調査を行う事例が多く、また、それ以外の埋蔵文化財包蔵地については①「試掘調査」、②「立会調査」、③「試掘・立会折衷調査」のいずれかを行うケースが大半である傾向があります。

わたしたちは東京都教育委員会の指導のもと、国でさだめられた文化財保護法に沿って、迅速かつ正確な埋蔵文化財行政の施行を努めてまいります。

事業主の皆様の一層のご理解とご協力のほどをお願い申し上げます。

東村山市埋蔵文化財保護担当
受付窓口 東村山ふるさと歴史館
Tel(直通)042-396-3800